畜　第　５１８　号
令和８年９月24日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会長
様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について（通知）

このことについて、農林水産省から別添のとおり、通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、養鶏場に立入する際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

また、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を実施し、その状況を踏まえ、家畜保健衛生所から家きん飼養者に対し、農場におけるウイルス侵入防止対策の強化について指導しておりますので、あらゆる機会を活用して注意喚起いただきますよう御協力をお願いします。

【振興・衛生担当　昆野　TEL 019-629-5729】

８消安第3622号
令和８年９月16日

岩手県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

我が国における高病原性鳥インフルエンザについて、2025年～2026年シーズン（以下「昨シーズン」という。「シーズン」とは、渡り鳥が飛来する秋から翌年夏までの期間をいう。以下同じ。）は、昨年10月15日に北海道で回収された死亡野鳥（オオタカ）から本病ウイルスが検出されて以降、本年５月22日までの期間で16道県171件の野鳥等での陽性事例が確認され、全国的に長期間にわたり家きん農場への本病ウイルスの侵入リスクが高い状態にあったと考えられました。

このような中、家きん農場においては、昨年10月22日に北海道で発生が確認されて以降、本年４月22日までに16道府県24事例が確認され、まん延防止のために約576万羽が殺処分の対象となりました。また、2024年～2025年シーズンのような一部地域での集中発生事例は認められませんでしたが、全24事例のうち８事例が過去に発生した農場での再発、12事例が20万羽以上を飼養する大規模農場での発生であるとの特徴が見られました。

また、農林水産省では、発生事例の特徴や今後の対策への提言について、「2025年～2026年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」（令和８年７月７日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム報告。以下「疫学調査報告書」という。）として公表しました。

疫学調査報告書の中で、発生家きん舎においては、家きん舎立入時の手指の洗浄・消毒等の人の衛生管理や、家きん舎の壁面破損の修繕等の野生動物侵入防止対策に関し不備が認められ、これらが感染リスクになった可能性が指摘されています。他にも飼養衛生管理の定着を図り、家きんの伝染性疾病に関する情報の周知徹底を図る必要性が指摘されています。また、発生時の疫学調査の結果から、家きん舎に野生動物の侵入の痕跡がなく、家きん舎に出入りする人や物の衛生対策が相当徹底されている農場においても発生していたことが確認されており、ウイルスに汚染された粉じん、羽毛等（以下「塵埃（じんあい）」という。）を介した家きん舎への本病ウイルスの侵入の可能性について指摘されています。

近年、アジア、欧州、北米、中南米など世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いていることを踏まえると、今シーズンも渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高いことから、関係者が厳重に警戒し、本病の防疫対策を徹底する必要があります。

各都道府県においては、疫学調査報告書の内容も踏まえ、家きん飼養農場に対する発生予防の啓発や衛生管理対策の指導、発生に備えた防疫体制の整備等に取り組まれているところですが、既に９月１日には宮城県において渡り鳥の飛来が確認されており、これから本格的な渡り鳥の飛来時期を迎えるに当たり、下記について、関係部局、市町村、関係団体等とも連携して対応いただき、本病の発生予防及びまん延防止対策に万全を期すようお願いします。

記

１　重点対策期間の設定等

渡り鳥の飛来により新たなシーズンが始まることを認識し、渡り鳥の飛来が本格化する前の９月中には都道府県及び農場での防疫体制を整備すること。

また、渡り鳥の飛来時期を踏まえると、本年も10月から来年５月までは特に警戒を強める必要があるところ、近年の発生状況に鑑み、本年11月から来年１月までは重点対策期間として２から４までに掲げる対策の徹底を特に図る必要がある。ただし、地域における渡り鳥の渡来及び北帰行の時期を考慮し、地域の実情に応じて重点対策期間を設定すること。

２　家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報

現在、世界的に流行しているH5亜型のウイルスは鶏に対して高い致死率を示すことが分かっている。また、通報までに数日を要した事例では家きん舎内の環境材料からウイルスが検出されることが多く、通報の遅れはまん延リスクを高めると考えられる。これらを踏まえ、家きん飼養者に対し、毎日の健康観察を注意深く行い、飼養する家きん群の様子が少しでも普段の様子と比べて異なると感じたときは、家畜保健衛生所へ早期通報するよう指導すること。

なお、鶏以外の家きんについては、死亡率の増加が明確でない場合や産卵率の低下、元気消失、神経症状等がみられる場合があることに留意すること。

３　農場における発生予防対策

家きん飼養農場における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、以下の取組により、農場における飼養衛生管理の向上及び対策の維持・継続を図るとともに、地域において本病のリスク低減対策を推進すること。

（１）農場におけるウイルス侵入防止対策の強化

昨シーズンの発生事例においても、基本的な飼養衛生管理が十分に実施されていない事例が確認されている。農場へのウイルスの侵入防止対策については、適切な対策とその維持・継続が重要であることから、以下により、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の３の飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）の遵守状況の自己点

検を実施し、その状況を農場指導に活用すること。

各項目において、特に指導上留意すべき点を挙げると、①、②、④及び⑤については、全ての農場従業員及び外部事業者を含む外来者が徹底するよう指導するとともに、④及び⑤については、家きん舎の表の出入り口だけでなく、家きんの糞や死体等の搬出作業等を行う裏口についても行うよう指導すること。⑥については、施設全体の破損状況等を確認し、野鳥・野生動物が侵入できる隙間をなくすとともに、家きん舎や堆肥舎、農場内の水場等での防鳥ネットや忌避テープの適切な使用、餌タンク・餌置場の清掃、集卵ベルトへのシャッターの設置とあわせて、家きんの死体や破卵の適切な処理、カラス対策としてテグス等を効果的に使用するなど、侵入防止だけでなく誘引防止についても指導すること。また、発生農場内でクマネズミの死体が発見され、発見された死体から本病ウイルスが分離されたことは、ねずみ等が農場へのウイルス侵入原因又は他鶏舎や他農場への感染拡大要因となりうる可能性を示していることも考慮し、⑦については、定期的かつ継続的に駆除を実施し、その数を減らすように指導すること。

・実施時期：令和８年10月から令和９年５月まで
・実施方法：飼養衛生管理者に対し、基本的な管理項目である次の７項目について毎月点検し、不備があれば改善するよう指導すること。
① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目17※）
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目18※）
③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目19※）
④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目22※）
⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目23※）
⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目25※）
⑦ ねずみ及び害虫の駆除（項目27※）
（※飼養衛生管理基準の項目番号）
・報　　告：各都道府県において点検結果を取りまとめ、飼養衛生管理等支援システムにより毎月20日までに動物衛生課へ報告すること。
ただし、小規模飼養者（鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の飼養頭羽数が100羽未満の者、エミュー・だちょうの飼養羽数が10羽未満の者）の点検結果については国への報告は不要とする。

（２）ウイルス侵入防止対策の更なる向上の取組

飼養衛生管理基準の遵守状況については、家畜保健衛生所やかかりつけの産

業動物獣医師等の有識者の第三者の視点や、飼養衛生管理等支援システムも活用して自らの農場の遵守状況を正しく理解・評価するよう指導し、飼養衛生管理の向上を図ること。

家畜保健衛生所においては、これらを活用してさらに積極的に飼養衛生管理の指導を行うとともに、改善指導した内容については、期限を設定して写真等により報告を求めるなど適切にフォローアップすること。

また、農場内での飼養衛生管理に関する規則が適切に整備されていても、それが十分に周知・励行されているか明らかでない例が複数確認されていることを踏まえ、全ての作業従事者及び外部事業者への飼養衛生管理の定着を図るように、定期的な勉強会の実施や家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報の周知徹底を図るよう指導すること。

（３）再発・密集地域における指導の強化

昨シーズンの発生事例のうち８事例は、過去に発生した農場の再発事例であったことを踏まえ、近年高病原性鳥インフルエンザの発生があった地域については、環境要因等の面から発生リスクが特に高い地域であるという認識の下、発生農場の経営再開時における飼養衛生管理の指導に加えて現在の対応状況を確認するとともに、周辺の農場に対しても重点的に指導すること。

また、大臣指定地域（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域）においては、当該地域内での高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、各農家が農場内を消毒するための消毒薬の備蓄や（４）の①に掲げる塵埃（じんあい）対策の準備を行うとともに、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握の上、野鳥誘引防止対策を講ずるよう指導すること。

（４）大規模農場（特に家きんの羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める農場）における対策

昨シーズンの発生事例のうち12事例は、20万羽以上を飼養する農場であったこと、飼養規模が大きいことは本病発生のリスク要因の一つであることを踏まえ、以下の項目について、対象農場に対して指導すること。

①塵埃（じんあい）対策の実施

ウインドウレス鶏舎やその周辺において、入気口へのフィルター、不織布、遮光ネット等の設置、風向きを考慮した入気口の閉鎖、入気口や鶏舎内への細霧装置の設置、入気口や鶏舎周辺への散水や消毒薬の散布等の塵埃（じんあい）を介した病原体の家きん舎への侵入を抑制する措置を講ずるよう指導すること。（ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない。）

なお、本項目は、飼養衛生管理基準の項目５の（３）③において規定されており、本年10月１日の施行に向け既に周知・徹底されてきたところではあるが、改めて徹底するように指導すること。

②農場の分割管理の検討

分割管理の導入に向けた検討を実施するよう、シーズンにかかわらず、引き続き指導を継続すること。また、人員の不足や用地設備の確保ができないこと等により導入できない場合は、課題が解消された場合にどのように分割管理が導入できるかを検討するよう指導すること。

４　農場周辺の水場、環境での野鳥及び野生動物対策の強化

（１）農場の周辺環境におけるウイルスリスクの低減

昨シーズンの発生農場の近隣には、渡り鳥が飛来する干潟、ため池、河川、水路等の水場や、カラス類等のねぐらとなる雑木林等が確認されたほか、家きん舎の入気口から採取した検体においてカラス類等の遺伝子が検出されたことから、農場での発生におけるカラス類等の関与も推察された。

このことを踏まえ、都道府県や市町村等地域が一体となって取り組む、以下の①～③について推進すること。

①農場近隣の水田の耕起、雑草や不要な樹木の除去、ため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置

②農場周辺における野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為の中止

③家きん農場以外の野鳥の誘引要因となり得る、他畜種の堆肥を扱う施設等における適切な管理による誘引防止対策

（２）野鳥のサーベイランス

自然環境部局と家畜衛生部局が相互に連絡し、野鳥のサーベイランス体制を構築するとともに、野鳥等において本病のウイルスが確認された場合には、必要に応じて、周辺農場への立入検査、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底の指導を行うこと。

５　疾病発生時の円滑な防疫措置

（１）体制整備

高病原性鳥インフルエンザが発生した際に、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）に基づく防疫措置を速やかに講じられるよう、初動対応や検査体制の確認、民間事業者も含めた防疫措置に必要な人員、資材、試薬、特殊自動車等の確保及び調達先との連絡体制の確認、埋却地、焼却施設等の確保状況の確認、都道府県内関係部局との調整、市町村、関係機関及び関係団体との連携の確認など、必要な体制を整備すること。

特に、飼養羽数にかかわらず、都道府県自ら対応可能な防疫体制を構築するなど、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫体制の見直しについて」（令和７年５月30日付け７消安第1555号）に基づく防疫体制の見直しを徹底すること。

また「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫措置に係る作業従事者の健康管理の更なる徹底について」（令和８年４月27日付け８消安第732号）に留意し、防疫作業従事者の健康管理の徹底をすること。

さらに、疾病発生時における建設業、自動車運転者の時間外労働の上限規制については、「「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第７号）における適用除外業務について」（令和４年12月27日付け４消安第5299号）及び「建設業における労働基準法第33条第１項又は第139条第１項の対象となる業務について」（令和５年12月27日付け５消安第5696号）の内容を踏まえ、関係事業者と連携の上、適切に対応すること。

（２）作業時のウイルス拡散防止措置の徹底

防疫作業時は、多数の作業者が農場及び家きん舎に入るため、作業により舞った塵埃（じんあい）を介した周辺農場への感染拡大、発生農場から逃げ出したねずみ等小動物を介した感染拡大の可能性も否定できないことから、特に家きん農場の集中地域における発生については、以下の取組を指導又は実施すること。なお、発生状況等に応じて、防疫作業に伴う病原体拡散防止対策を実施することは、殺処分の速さより優先される場合があることに留意すること。

①家きん舎内の塵埃（じんあい）が排気により舎外へ拡散することを防止する取組

②家きんの舎外への持出しによる羽毛の拡散を防止するため、殺処分及び死体の袋詰めを可能な限り家きん舎内で行った後に、消毒をする等した上で持ち出す取組

③ねずみ等小動物を介したウイルスの拡散を防ぐ取組

④公道上における防疫措置に係る人や物資の輸送ルートと、周辺農場への資材の輸送ルートの交差を極力避ける取組

以上

対策のポイント

高病原性鳥インフルエンザ

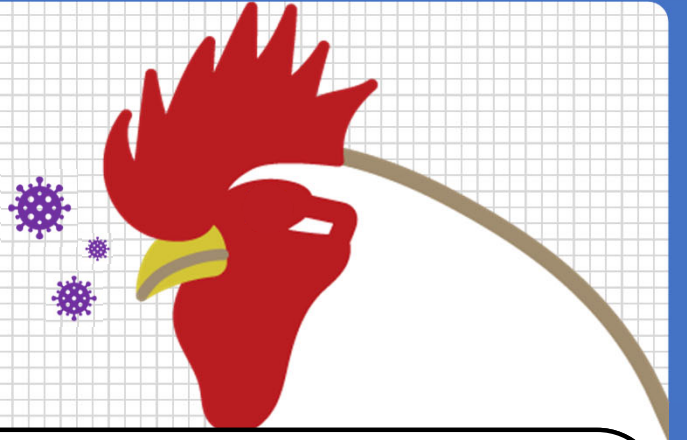

- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも**高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い**状況です。
- 本病の発生を予防するため、**地域におけるリスク低減対策**を推進し、いま一度、**農場におけるウイルス侵入防止対策**を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を**毎月点検**し、**不備があれば改善**。

人、物、車両の入出時対策

- 衛生管理区域**専用の衣服や靴**の使用。
- 着用前後で**交差のない動線、明確な境界**を確保。
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- **家きん舎ごとの専用の靴**の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の**破損修繕**。
  →特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ねずみ及び害虫の**駆除**
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に**覆い**を設置。
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など**誘引を防止**。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の９月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは特に**警戒を強化**。
11月から翌年１月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の**家畜保健衛生所に届け出**。

通報の遅れは、手当金の減額等に繋がる可能性があります。

野鳥・野生動物対策

- 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により**野鳥の飛来を防止**
- 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- 野鳥等への安易な餌やり等の中止

近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。

MAFF 農林水産省

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

家畜保健衛生所
TEL

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」→

令和７年度シーズンの疫学調査を踏まえて

MAFF 農林水産省

高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント

昨シーズン発生事例の傾向

- 過去に発生した農場での再発事例が確認
- 大規模農場での発生が多数確認

⚠ 過去シーズンの発生傾向を踏まえ以下の取組を実施

01 塵埃対策の実施

ウイルスに汚染された粉塵（じん）、羽毛等（塵埃（じんあい））によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組を実施する。（令和８年10月１日施行）

フィルター・不織布の設置

細霧装置の設置

入気口の一部閉鎖

等

02 再発・密集地域等における発生リスク低減に向けた取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。

地域内での発生に備えた準備

- 地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
- 地域内で発生した際に各農場が塵埃対策を実施できるよう準備

地域一体となった対策の実施

- 農場周辺の野鳥生息状況等の把握
- 把握した情報に基づいた周辺環境におけるウイルス低減対策の検討および実施

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例

池の周囲にネットを設置

水抜き

03 分割管理導入の検討

⚠

- 飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は分割管理の導入に向けて具体的な検討を実施する。
- 分割管理を導入する場合には、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う。

04 誘導換羽中も警戒を徹底

⚠

- 誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く行い、少しでも異常を感じた場合には、躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。
- 農場が制限区域内に入った場合には、制限区域が解除されるまでの間は、誘導換羽実施の見合わせ検討を。